

一、最新中国法令

● 外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法

【发布单位】商务部
 【发布文号】商务部令 2016 年第 3 号
 【发布日期】2016-10-08
 【实施日期】2016-10-08
 【出台背景】

- 全国人大常委会根据[主席令第五十一号](#)对《外资企业法》等四部外商投资相关法律作了相应修改并重新公布。
- 修改内容为：对外商投资企业等的设立变更事项，不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，适用备案管理。

【内容提要】该办法就适用范围、备案程序、监督检查、法律责任等内容做出规范。结合[官方解读](#)，简要介绍如下：

| |
|---|
| 备案的性质 |
| ▪ 属于告知性备案，不是企业办理其他手续的前置条件。 |
| 备案管理范围 |
| ▪ 外商投资企业的设立及变更，不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，适用该办法。 |
| ▪ 外商投资准入特别管理措施范围的界定（ 国家发展和改革委员会、商务部公告 2016 年第 22 号 ）： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 涉及《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》限制类和禁止类以及鼓励类中有股权要求、高管要求的领域，不论金额大小或投资方式（新设、并购）均将继续实行审批管理； ➢ 外国投资者并购境内非外商投资企业，适用《关于外国投资者并购境内企业的规定》，其中涉及上市公司的，适用《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》。 <p>需要提请注意的是，外国投资者并购境内非外商投资企业完成后，外商投资企业发生的变更事项，如不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，也将实行备案管理。</p> |
| ▪ 外商投资的上市公司及在全国中小企业股份转让系统挂牌的公司，可仅在外国投资者持股比例变化累计超过 5% 以及控股或相对控股地位发生变化时，就投资者基本信息或股份变更事项办理备案手续。 |
| 适用对象 |
| ▪ 适用对象包括：中外合资经营企业、中外合 |

一、最新中国法令

● 外商投资企业设立·变更的届出管理暂定并法

【発布機関】商務部
 【発布番号】商務部令 2016 年第 3 号
 【発布日】2016-10-08
 【実施日】2016-10-08
 【発布背景】

- 全国人民代表大会常務委員会は、[主席令第五十一号](#)に基づき、「外資企業法」などの 4 つの外資投資関連の法律を改正し、改めて公布している。
- 改正内容：外資投資企業などの設立変更事項が国家规定の参入特別管理措置の適用対象外である場合、届出管理を適用する。

【概要】本并法は、適用範囲、届出手順、監督検査、法的責任などの内容を規範化している。[政府筋の解説](#)を踏まえて以下の通り、簡潔に紹介する。

| |
|---|
| 届出の性質 |
| ▪ 届出は性質上告知的なものであり、企業がその他手続きをするうえでの前提条件ではない。 |
| 届出管理の範囲 |
| ▪ 外資投資企業の設立・変更が国家规定の参入特別管理措置の適用対象外である場合、本并法を適用する。 |
| ▪ 外国投資者の投資に対する参入特別管理措置適用範囲の特定（ 国家発展改革委員会、商務部公告 2016 年第 22 号 ）： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「外資投資産業指導目録（2015 年改正）」の制限類、禁止類及び奨励類のうち持分や高級管理職に関する要求がある分野、金額の多寡又は投資方式（新設、合併買収）の如何を問わず、引き続き審査許可管理を実施する。 ➢ 外国投資者が国内の非外資投資企業を合併買収する場合、「外国投資者による国内企業の合併買収に関する規定」を適用し、上場会社に係る場合は「外国投資者による上場会社の戦略投資管理并法」を適用する。 <p>但し、外国投資者による国内非外資投資企業の合併買収を完了後、外資投資企業に発生した変更事項が国家规定の参入特別管理措置の適用対象外である場合、届出管理を実施する。</p> |
| ▪ 外国投資者が投資した上場会社及び全国中小企業株式譲渡システムに上場している会社は外国投資者の持分比率の変動幅が累計で 5% を超えた場合、及び持分支配若しくは相対的持分支配の地位に変化が生じた場合に限り、投資者の基本情報又は持分変更事項について届出手続きを行える。 |
| 適用対象 |
| ▪ 適用対象には、中外合弁経営企業、中外合作 |

| |
|---|
| <p>作经营企业、外资企业以及外商投资的股份有限公司。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 投资类外商投资企业（包括投资性公司、股权投资企业）视同外国投资者，适用该办法。 ▪ 港澳台地区投资者投资不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，参照适用备案管理。 ▪ 外商投资企业境内再投资应符合《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》的要求。 |
| <p>外商投资企业最终实际控制人、外商投资企业投资者最终实际控制人的确定 (备案时需填写上述实际控制人信息)</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 外商投资企业最终实际控制人是指通过股份、合同、信托或其他方式最终直接或间接对外商投资企业实现控制的自然人、企业、政府机构或国际组织。 ▪ 投资者最终实际控制人是指通过股份、合同、信托或其他方式最终直接或间接对外商投资企业投资者实现控制的自然人、企业、政府机构或国际组织。 ▪ 上述实际控制人是境外的，需追溯至境外上市公司、境外自然人、外国政府机构（含政府基金）或国际组织；实际控制人是境内的，需追溯至境内上市公司、境内自然人或国有/集体企业。 |
| <p>备案程序</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 属于备案范围的，外商投资企业或其投资者需在营业执照签发前或营业执照签发后 30 日内，或者变更事项发生后 30 日内，通过备案系统在线填报和提交备案申请材料； ▪ 备案机构对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对，并对申报事项是否属于备案范围进行甄别，在 3 个工作日内完成备案； ▪ 备案人自行选择是否领取备案回执。 |
| <p>企业义务和法律责任</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 企业应如实备案。 ▪ 违反备案义务，可能面临责令限期改正、罚款等措施。 |
| <p>新老规定衔接</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 该办法实施前商务主管部门已受理的外商投资企业设立及变更事项，未完成审批且属于备案范围的，审批程序终止，外商投资企业或其投资者应按照该办法办理备案手续。 |

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/bc/201610/20161001404965.shtml>

| |
|---|
| <p>経営企業、外資企業及び外国投資者が投資した株式会社が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 投資類の外資投資企業（投資性会社、ベンチャーキャピタル企業を含む）を外国投資者とみなし、本弁法を適用する。 ▪ 香港・マカオ・台湾の投資者による投資が国家规定の参入特別管理措置適用外の場合、届出管理を参照し適用する。 ▪ 外商投資企業の国内における再投資は、「外商投資企業の国内における投資に関する暫定規定」の要件を満たしていなければならない。 |
| <p>外商投資企業の最終的な実質的支配者、外商投資企業投資者の最終的な実質的支配者の確定 (届出時に上述の実質的支配者に関する情報を記入する必要がある)</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 外商投資企業の最終的な実質的支配者とは、株式、契約、信託又はその其他方式により、最終的に外商投資企業に対して直接又は間接的な支配を実現した自然人、企業、政府機関又は国際組織を指す。 ▪ 投資者の最終的な実質的支配者とは、株式、契約、信託又はその其他方式により、最終的に外商投資企業の投資者に対して直接又は間接的な支配を実現した自然人、企業、政府機関又は国際組織を指す。 ▪ 上述の実質的支配者が国外の者である場合、国外の上場会社、国外の自然人、外国政府機関（政府系ファンドを含む）又は国際組織までさかのぼる必要がある。実質的支配者が国内の者である場合、国内の上場会社、国内の自然人又は国有・集団所有制企業までさかのぼる必要がある。 |
| <p>届出手順</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 届出対象範囲の場合、外商投資企業又は同企業の投資者は営業許可証の交付前若しくは営業許可証の交付後 30 日以内に、又は変更事項発生後 30 日以内に、届出システムを介してオンラインで届出申請書類に記入のうえ提出する必要がある。 ▪ 届出先の機関が記入内容の完全生と正確性に関する形式的確認を行い、申告事項は届出対象範囲であるかどうかを判断し、3 業務日以内に届出手続きを完成する。 ▪ 届出人は届出の控えを受領するかどうかを自由意志で選択する。 |
| <p>企業の義務と法的責任</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業は偽りなく届出を行わなければならない。 ▪ 届出義務に違反した場合、期限付きの是正命令、過料などの処罰措置を受ける恐れがある。 |
| <p>新・旧規定の経過措置</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 本弁法の実施前に商務主管部門が受理済みの外商投資企業の設立・変更事項は、審査許可が完了しておらず尚且つ届出対象範囲である場合、審査許可手続きを終了し、外商投資企業又は同企業の投資者は本弁法に従い届出手続きをしなければならない。 |

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/bc/201610/20161001404965.shtml>

● **关于做好外商投资企业实行备案管理后有关登记注册工作的通知**

【发布单位】国家工商行政管理总局
 【发布文号】工商企注字〔2016〕189号
 【发布日期】2016-09-30
 【内容提要】该通知明确了外商投资企业的登记管辖、登记规则，并要求工商部门准确适用外商投资企业登记管理规定。简要介绍如下：

| |
|---|
| 明确登记管辖 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 外商投资企业的设立、变更（备案）和注销登记： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 不涉及《负面清单》管理的，原则上实行属地管辖，由外商投资企业所在地最基层一级外资被授权局负责办理。 ➢ 涉及《负面清单》管理的，仍继续执行级别管辖原则。 ■ 已经设立的外商投资企业的变更登记： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 不涉及《负面清单》管理的，企业可以自主选择向原登记机关申请登记或者向所在地最基层一级外资被授权局申请登记； ➢ 涉及《负面清单》管理的，或在本次变更登记中发生审批机关审批权限调整的，企业可以自主选择向原登记机关申请登记或者向与审批机关同级的外资被授权局申请登记，同级没有外资被授权局的，也可向上一级外资被授权局申请登记。 |
| 明确登记规则 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 境外投资者在《负面清单》以外产业投资的，可以直接向登记机关申请外商投资企业设立、变更（备案）和注销登记，无需提交商务主管部门出具的备案证明； ■ 境外投资者在《负面清单》内投资的，其向登记机关申请外商投资企业设立、变更和注销登记时，依法提交商务主管部门出具的批复和批准证书。 |
| 依法规范登记 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 2016年10月01日以前，申请人已经取得商务主管部门的批复和批准证书，但尚未到登记机关申请办理登记注册的，登记机关仍按照原“外资三法”的规定办理登记注册。 ■ 国务院发布或者批准发布《负面清单》以前，登记机关仍按照原“外资三法”的规定办理登记注册。 |

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.saic.gov.cn/...>

● **外商投资企业に対する届出管理制度の実施に伴う登記・登録作業を貫徹することに関する通知**

【発布機関】国家工商行政管理総局
 【発布番号】工商企注字〔2016〕189号
 【発布日】2016-09-30
 【概要】本通知では、外商投資企業の登記管轄、登記規則を明確にしたうえで、外商投資企業の登記管理規定を的確に適用するよう工商部門に求めている。以下の通り簡潔に紹介する。

| |
|--|
| 登記管轄を明確にした |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 外商投資企業の設立・変更（届出）及び登記抹消： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「ネガティブリスト」による管理の適用対象外の場合は原則として属地管轄を実施し、外商投資企業の所在地にある最末端の等級の「外資被授權局」が取り扱う。 ➢ 「ネガティブリスト」による管理の適用対象の場合は、等級別管轄原則を引き続き実施する。 ■ 設立済みの外商投資企業の登記変更： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「ネガティブリスト」による管理の適用対象外の場合は、企業は元の登記機関へ登記申請をするか、又は所在地にある最末端の等級の「外資被授權局」へ登記申請するかのいずれかの方法を自ら選択できる。 ➢ 「ネガティブリスト」による管理の適用対象の場合、又は今回の登記変更中に審査許可機関の審査許可権限の調整が行われた場合、企業は元の登記機関へ登記申請するか、又は審査許可機関と同一等級の「外資被授權局」へ登記申請するかのいずれかの方法を自ら選択でき、後者の場合で同一等級の「外資被授權局」が存在しないときは、一級上の「外資被授權局」へ登記申請することもできる。 |
| 登記規則を明確にした |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 国外の投資者が「ネガティブリスト」外の産業へ投資する場合、登記機関へ外商投資企業の設立・変更（届出）及び登記抹消を直接申請でき、商務主管部門発行の届出証明を提出しなくてよい。 ■ 国外の投資者が「ネガティブリスト」内の産業へ投資する場合で、外商投資企業の設立・変更・登記抹消を登記機関へ申請するとき、商務主管部門発行の回答書と批准証書を法に依拠し提出する。 |
| 法に依拠し登記手続きを規範化した |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 2016年10月1日より前に、申請者が商務主管部門の回答書と批准証書を取得済みであるものの、登記機関へ登記登録の申請手続きをしていない場合、登記機関は尚も旧「外資三法」（即ち、外資企業法、中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法、以下同様）の規定に従い、登記登録手続きを取り扱う。 ■ 國務院が「ネガティブリスト」を公布する又は公布を承認するまでは、登記機関は尚も旧「外資三法」の規定に従い、登記登録手続きを取り扱う。 |

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.saic.gov.cn/...>

● 《中华人民共和国海关稽查条例》实施办法

- 【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署第 230 号令
【发布日期】2016-09-26
【实施日期】2016-11-01
【内容提要】该实施办法对新《中华人民共和国海关稽查条例》涉及的具体操作程序、权利义务等内容进行细化和规范。其主要内容如下：
- 对企业主动披露制度作出细化和补充规定，明确主动披露的认定标准、执行程序 and 法律责任。
 - 对海关委托专业机构有关规定进行细化。
 - 规范稽查程序，进一步规定稽查管辖、稽查人员执法资格管理、终结稽查程序、稽查文书确认、签收等内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49660/info820851.htm>

● 关于本市实施个体工商户“两证整合”、市场主体“五证合一”登记制度改革的公告(上海)

- 【发布单位】上海市工商行政管理局等五部门
【发布日期】2016-09
【内容提要】根据该公告：
- 自 2016 年 10 月 01 日起，上海市市场主体（各类企业、外国（地区）企业常驻代表机构等）实施“五证合一”登记制度。
 - 已办理“三证合一”的市场主体无需重新申请办理“五证合一”。
 - 办理“五证合一”时不收缴社会保险登记证和统计登记证。
 - 领取加载统一社会信用代码营业执照的市场主体，持营业执照到税务机关办理涉税事宜，至注册（经营）所在地社会保险经办机构办理社保事宜。
 - 已办理统计登记的市场主体自行保管统计登记证，有效期满后自行销毁。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxqk/gsgq/201609/t20160930_1247828.shtml

● 「中华人民共和国税関査察条例」実施弁法

- 【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署第 230 号令
【発布日】2016-09-26
【実施日】2016-11-01
【概要】本実施弁法は、新「中华人民共和国税関査察条例」における具体的取扱手順、権利義務などの内容の細分化・規範化を行っている。主な内容は以下の通りである。
- 企業自主開示制度に関する規定を細分化・補足し、自主的に開示したと認定するうえでの基準、執行手順及び法的責任について明確にした。
 - 税関が査察作業を専門機関に委託することに関する規定を細分化している。
 - 査察手続きを規範化し、査察の管轄、査察人員の法執行資格管理、査察の最終手続き、査察文書の確認・署名受取などの内容を更に規定している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49660/info820851.htm>

● 上海市において個人事業主の「2 つの証書統合」、市場主体の「5 つの証書一本化」登記制度改革を実施することに関する公告(上海)

- 【発布機関】上海市工商行政管理局などの 5 つの部門
【発布日】2016-09
【概要】本公告によると、以下の通りである。
- 2016 年 10 月 1 日から、上海市の市场主体（各種の企業、外国（地区）企業の駐在員事務所など）に対して「5 つの証書一本化」登記制度を実施する。
 - 「3 つの証書一本化」手続き済みの市场主体は「5 つの証書一本化」手続きを改めて行う必要はない。
 - 「5 つの証書一本化」手続き時、社会保险登记证と統計登记证を返納しなくてよい。
 - 統一コードが記載されている営業許可証を受領している市场主体は営業許可証を持って税務機関へ行き税務手続きを行い、登録（経営）所在地の社会保险取扱機関で社会保险手続きを行う。
 - 統計登記手続き済みの市场主体は統計登記証を自己保管し、有効期間満了後自己廃棄する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxqk/gsgq/201609/t20160930_1247828.shtml

● [关于修改《广东省人口与计划生育条例》的决定（广东）](#)

【发布单位】广东省人民代表大会常务委员会
 【发布文号】广东省第十二届人民代表大会常务委员会第 66 号公告
 【发布日期】2016-09-29
 【实施日期】2016-09-29
 【内容提要】该决定提高了产假的天数：符合法律、法规规定生育子女的夫妻，女方享受八十日的奖励假，男方享受十五日的陪产假。在规定假期内照发工资，不影响福利待遇和全勤评奖。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.rd.gd.cn/rdhy/cwhhy/1228/jyjd/201609/t20160929_154392.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● [最高人民法院发布第 14 批指导性案例](#)

日前，最高人民法院发布第 14 批指导性案例（指导案例 65-69 号），供各级法院在审判类似案件时参照。其中部分案件及其裁判要点介绍如下：

| |
|--|
| <p>指导案例 67 号：某甲诉某乙股权转让纠纷案</p> <p>有限责任公司的股权分期支付转让款中发生股权受让人延迟或者拒付等违约情形，股权转让人要求解除双方签订的股权转让合同的，不适用《合同法》第一百六十七条关于分期付款买卖中出卖人在买受人未支付到期价款的金额达到合同全部价款的五分之一时即可解除合同的规定。</p> |
| <p>指导案例 68 号：上海 A 公司诉辽宁 B 公司企业借贷纠纷案</p> <ul style="list-style-type: none"> 法院审理民事案件中发现存在虚假诉讼可能时，应当依照职权调取相关证据，详细询问当事人，全面严格审查诉讼请求与相关证据之间是否存在矛盾，以及当事人诉讼中言行是否违背常理。 |

● [「广东省人口计划生育条例」改正に関する決定（広東）](#)

【発布機関】広東省人民代表大会常務委員会
 【発布番号】広東省第十二回人民代表大会常務委員会第 66 号公告
 【発布日】2016-09-29
 【実施日】2016-09-29
 【概要】本決定では産休の日数を増やしている。法律、法規規定に従った出産の場合、女子に八十日間の奨励休暇を与え、男子に十五日間の配偶者付き添い休暇を与える。規定の休暇期間中、賃金はこれまで通り支給し、福利待遇、皆勤評価・表彰への影響はない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.rd.gd.cn/rdhy/cwhhy/1228/jyjd/201609/t20160929_154392.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● [最高人民法院が第 14 回目の指導的判例を公布した](#)

先頃、各等級の裁判所が類似する案件を裁判する際に参照できるよう、最高人民法院は第 14 回目の指導的判例（指導的判例 65-69 号）を公布した。そのうち一部の案件及び判旨について以下の通り紹介する。

| |
|--|
| <p>指導的判例 67 号：甲が乙を訴えた持分譲渡紛争案件</p> <p>有限責任会社の持分譲渡代金の分割払いの過程で持分譲受人が支払いを遅延した又は支払いを拒否するなどの違約状況が生じた場合で、持分譲渡人が双方間で締結した持分譲渡契約の解除を求めた場合、「契約法」第一百六十七条の売買取引代金の分割払いにおいて、売り手が買い手から支払い期限が到来している代金の支払いを受けていない金額が契約上の全代金の五分之一に達した時に契約を解除できる旨の規定は適用されない。</p> |
| <p>指導的判例 68 号：上海の A 社が遼寧の B 社を訴えた企業間金銭貸借紛争案件</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所が民事案件を審理する過程で虚偽の訴訟である可能性があることを発見した場合、職権に従い調査し証拠を取得し、当事者に詳細に尋問し、訴訟請求と証拠との間に矛盾する点はないかどうか、及び訴訟過程における当事者の言動に社会通念上問題のある点はなかったかどうかを全面的かつ厳密に審査しなければならない。 |

■ 经综合审查，当事人存在虚构事实、恶意串通、规避法律或国家政策以谋取非法利益，进行虚假民事诉讼情形的，应当依法予以制裁。

(里兆律师事务所 2016 年 10 月 08 日编写)

■ 総合的に審査した結果、当事者が事実を虚構し、悪意で通謀し、法律若しくは国の政策を回避し不当に利益を図るため、虚偽の民事訴訟を起こしたという状況があることが判明した場合、法に依拠し制裁を行わなければならない。

(里兆法律事務所が 2016 年 10 月 8 日付で作成)

三、里兆解读

● 《互联网广告管理暂行办法》解读

2016 年 07 月 04 日，国家工商行政管理总局在《广告法》修订后颁布了《互联网广告管理暂行办法》(以下简称“《暂行办法》”)，对互联网广告进行专门规范，在《广告法》的基础上，进一步明确了“互联网广告”的范围、互联网广告发布的要求及违法行为的类型及处罚等。

在 2015 年 09 月 01 日正式生效的修订后的《广告法》中，已经明确将“利用互联网从事广告活动”纳入《广告法》的管理范围中，在《广告法》第 44 条第 1 款规定，利用互联网从事广告活动，适用《广告法》的各项规定。

从《暂行办法》的内容来看，总体上，《暂行办法》与《广告法》是特别法与一般法、下位法与上位法的关系，《暂行办法》对《广告法》的规定进行了细化和补充。

对于《暂行办法》的相关内容，律师进行如下简要分析和提示。

| 互联网广告的范围 (《暂行办法》第 3 条) | |
|---------------------------|--|
| 法律规定的 主要内容 | 互联网广告，是指通过网站、网页、互联网应用程序等互联网媒介，以文字、图片、音频、视频或者其他形式，直接或者间接地推销商品或者服务的商业广告。 |
| | 前款所称互联网广告包括： (1) 推销商品或者服务的含有链接的文字、图片或者视频等形式的广告； (2) 推销商品或者服务的电子邮件广告； (3) 推销商品或者服务的付费搜索广告； (4) 推销商品或者服务的商业性展示中的广告，法律、法规和规章规定经营者应当向消费者提供的信息的展示依照其规定； |

三、里兆解説

● 「インターネット広告管理暫定弁法」の解説

2016 年 7 月 4 日、国家工商行政管理総局は「广告法」改正に続き、「インターネット広告管理暫定弁法」(以下「『暫定弁法』」)を公布し、インターネット広告の規範化を図り、「广告法」を踏まえて「インターネット広告」の範囲、インターネット広告の掲載要求、違法行為類型及び処罰などをさらに明確にした。

2015 年 9 月 1 日付けで正式発効した、改正後の「广告法」においては、「インターネットを利用して広告活動に従事すること」を「广告法」の管理範囲に組み入れることを明確にし、「广告法」第 44 条第 1 項では、インターネットを利用して広告活動に従事する場合、「广告法」の各規定を適用すると規定している。

「暫定弁法」の内容を見る限り、全体的には、「暫定弁法」と「广告法」の関係は、特別法と一般法、下位法と上位法の関係にあり、「暫定弁法」は「广告法」の規定を細分化し補足したものである。

「暫定弁法」の関連内容について、筆者は以下の通り簡潔に分析し、提示する。

| インターネット広告の範囲 (「暫定弁法」第 3 条) | |
|-------------------------------|---|
| 法律規定の 主要内容 | インターネット広告とは、ウェブサイト、ウェブページ、ウェブアプリケーションプログラムなどのインターネットメディアを通じて、文字、画像、オーディオ、動画又はその他形式で、直接又は間接的に商品或いはサービスの販売を促進するための商業広告を指す。 前項でいうインターネット広告には、以下のものが含まれる。 |
| | (1) 商品又はサービスの販売を促進するための、ハイパーリンクされた文字、画像、或いは動画などの広告。 (2) 商品又はサービスの販売を促進するための電子メール広告。 (3) 商品又はサービスの販売を促進するための有料検索広告。 (4) 商品又はサービスの販売を促進するための商業ディスプレイにおける広告。但し、法律、法規及び規則に定められる、経営者が消費者に提供すべき情報のディスプレイは、その規定に従う。 |

| | |
|------|---|
| | (5) 其他通过互联网媒介推销商品或者服务的商业广告。 |
| 律师解读 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 《暂行办法》采用“定义+列举”的方式，对“互联网广告”的范围进行界定，其中“定义”的部分与《广告法》第2条中对“广告”的界定一致。 ▪ 上述（1），只要具备推销性质，含有商品或服务链接，根据《暂行办法》均可能被列入互联网广告范畴。 ▪ 上述（2），商家推送的电子邮件明确列入广告范围。结合《广告法》第43条规定，任何单位或者个人未经当事人同意或者请求，不得向其住宅、交通工具等发送广告，也不得以电子信息方式向其发送广告。以电子信息方式发送广告的，应当明示发送者的真实身份和联系方式，并向接收者提供拒绝继续接收的方式。 ▪ 上述（3），付费搜索明确被列入互联网广告范围。《互联网信息服务搜索服务管理规定》中对互联网信息服务进行了定义，明确“付费搜索”需显著区分，逐条加注显著标识。《暂行办法》明确将其列入互联网广告范围，通过付费改变自然搜索排名或位置的信息，今后在醒目区分的基础上，还需显著标明“广告”字样。 ▪ 上述（4），结合工商部门的相关解读，商品的商业性展示页面中，消费者知情权以外的其他具有推销性质的描述、展示（例如，微商发布的商品介绍等），可能被认定为互联网广告，也需标注“广告”字样。 ▪ 上述（5），属于兜底条款，未来以涵盖不断创新的互联网广告形式。 |

| | |
|---|--|
| 限制或禁止发布的互联网广告范围 （《暂行办法》第5、6条） | |
| 法律规定的 主要内容 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 禁止为法律、行政法规规定禁止生产、销售的商品或者提供的服务以及禁止发布广告的商品或者服务，设计、制作、代理、发布广告； (2) 禁止发布处方药和烟草的互联网广告； (3) 法律、行政法规规定须经广告审查机 |

| | |
|-------------|---|
| | (5) その他インターネットメディアを通じて、商品又はサービスの販売を促進するための商業広告。 |
| 筆者による 解説 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「暫定弁法」は「定義+列举」の方式により、「インターネット広告」の範囲を画定している。そのうち、「定義」の部分は「广告法」第2条における「广告」範囲の画定と一致している。 ▪ 上記の(1)によると、販売促進の性質を有する限り、商品又はサービスを含むハイパーリンクは、「暫定弁法」に基づき、すべてインターネット広告に該当する可能性がある。 ▪ 上記の(2)によると、事業者の配信する電子メールを広告の範囲に組み入れることを明確にした。「广告法」第43条と合わせて、如何なる組織又は個人も、当事者の同意又は請求を得ずに、その住宅、交通手段などへ広告を送付してはならず、電子情報方式により広告を送付してはならない。電子情報方式により広告を送付する場合、差出人の実名と連絡方法を明示するとともに、受信者に対して今後受信を拒否する方法を提供しなければならない。 ▪ 上記の(3)によると、有料検索をインターネット広告の範囲に組み入れることを明確にした。「インターネット情報検索サービス管理規定」では、インターネット情報検索サービスの定義を定めており、「有料検索」をはっきりと区別するよう、各件ごとにはっきりとした表記を加えなければならないことを明確にした。「暫定弁法」では、これをインターネット広告の範囲に明確に組み入れた。料金を払うことで通常の検索順位又は表示順を変える情報については、今後、はっきりと区別をつけるほかに、「广告」の文字をはっきりと明記する必要がある。 ▪ 上記の(4)、工商部門の解説によって、商品の商業的性質をディスプレイするウェブページでは、消費者の知る権利以外のその他販売促進の性質を有する記載、ディスプレイ(例えば、微商(Weibo)やWechatを利用して商売を行う者)が公表する商品紹介などはインターネット広告と認定される可能性があり、「广告」の文字を表記する必要がある。 ▪ 上記の(5)は包括的条項に該当し、これから絶えずに創出されるインターネット広告の形式をカバーするものである。 |

| | |
|---|--|
| インターネット広告の掲載を制限又は禁止する範囲 （「暫定弁法」第5、6条） | |
| 法律規定の 主要内容 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 法律、行政法規の規定において生産・販売が禁止される商品又は提供が禁止されるサービス、及び広告の掲載が禁止される商品又はサービスについて、広告をデザイン、制作、代理、掲載することを禁止する。 (2) 処方薬及びたばこに関するインターネット広告の掲載を禁止する。 (3) 法律、行政法規の規定に基づき、広告審 |

| | |
|------|---|
| | 关进行审查的特殊商品或者服务的广告，未经审查，不得发布 ¹ 。 |
| 律师解读 | <ul style="list-style-type: none"> 关于限制或禁止发布的互联网广告范围，《暂行办法》中的规定与《广告法》中限制或禁止发布广告范围的规定基本一致。 《暂行办法》中未提及的或未明确的具有一定特殊性的广告，如酒类广告、教育、培训广告、招商等有投资回报预期的商品或者服务广告、房地产广告、农作物种子、林木种子、草种子、种畜禽、水产苗种和种养殖广告等，仍应遵守《广告法》等的相关规定。 同时，互联网广告还须遵守《广告法》关于广告内容准则的规定，如不得使用绝对化用语等。 |

| | |
|---------|--|
| | 查機関の審査を経なければならない特定の用途を持つ商品又はサービスの広告は、審査を経なければ、掲載してはならない ¹ 。 |
| 筆者による解説 | <ul style="list-style-type: none"> インターネット広告の掲載を制限又は禁止する範囲について、「暫定弁法」の規定は「广告法」で広告の掲載を制限又は禁止する範囲の規定とはほぼ一致している。 「暫定弁法」で言及されていない、又は明確にされていないにもかかわらず、一部の広告（例えば、酒類広告、教育・研修広告、投資誘致など投資収益が期待される商品又はサービスに関する広告、不動産広告、農作物の種子、林木の種子、草の種子、家畜種、水産種苗及び種苗養殖に関する広告など）は「广告法」などの関連規定に従わなければならない。 同時に、インターネット広告は「广告法」規定の広告内容に関する準則を守らなければならない。例えば、絶対的表現を使用してはならない、など。 |

| 互联网广告的特殊要求 （《暂行办法》第7条、第24条） | |
|--------------------------------|--|
| 法律规定的 主要内容 | <ol style="list-style-type: none"> 付费搜索广告应当与自然搜索结果明显区分； 不得影响用户正常使用网络； 在互联网页面以弹出等形式发布的广告，应当显著标明关闭标志，确保一键关闭； 不得以欺骗方式诱使用户点击广告内容； 未经允许，不得在用户发送的电子邮件中附加广告或者广告链接。 |
| 律师解读 | <ul style="list-style-type: none"> 上述（4）和（5），是《暂行办法》的新规定，如违反则将被责令改正，处一万元以上三万元以下的罚款。 |

| インターネット広告に対する特段の要求 （「暫定弁法」第7条、第24条） | |
|--|---|
| 法律規定の 主要内容 | <ol style="list-style-type: none"> 有料検索広告を通常の検索結果とはっきりと区別しなければならない。 ユーザーの正常なインターネット利用を妨げてはならない。 ウェブページにポップアップなどの形式で掲載される広告には、「閉じる」ボタンをはっきりと明記し、1回クリックして閉じられるよう確保しなければならない。 欺瞞の手段により、ユーザーに広告内容をクリックするよう誘ってはならない。 許可を得ずに、ユーザーが送付する電子メールに広告又は広告ハイパーリンクを添付してはならない。 |
| 筆者による解説 | <ul style="list-style-type: none"> 上記の（4）と（5）は「暫定弁法」の新たな規定であり、これに違反した場合、是正するよう命じ、一万元以上三万元以下の過料に処する。 |

| 程序化购买互联网广告 （《暂行办法》第13至15条、第26条） | |
|------------------------------------|--|
| 法律规定的 主要内容 | <ol style="list-style-type: none"> 广告需求方平台经营者（互联网广告发布者、广告经营者）：清晰标明广告来源等。 媒介方平台经营者、广告信息交换平台经营者、媒介方平台成员：对其明知或者应知的违法广告，应当采取删除、屏蔽、断开链接等技术措施和管理措施，予以制止。 此外，上述主体均有查验合同相对方的主体身份证明文件、真实名称、地址和有效联系方式等信息，建立登记 |

| インターネット広告のプログラマティック・バイイング （「暫定弁法」第13条から15条、第26条） | |
|---|---|
| 法律規定の 主要内容 | <ol style="list-style-type: none"> 広告デマンドサイドプラットフォームの経営者（インターネット広告掲載者、広告経営者）：広告の出所などをはっきりと明記する。 媒介プラットフォームの経営者、広告情報交換プラットフォームの経営者、媒介プラットフォームのメンバー：違法広告であることを明らかに知っており、又は知っているはずである場合、削除、ブロック、ハイパーリンク削除など技術上の措置及び管理上の措置を講じて、制止しなければならない。 また、上記いずれの主体も、契約相手方の主体資格証明書類、実名、住所及び有効な連絡方法などの情報を検査し、登記 |

¹ 主要是指医疗、药品、特殊医学用途配方食品、医疗器械、农药、兽药、保健食品广告等。

¹ 主に、医療、薬品、特殊医学用途配合食品、医療器械、農薬、動物用医薬品、健康食品の広告などを指す。

| | |
|------|---|
| | 档案并定期核实更新的义务。 |
| 律师解读 | <ul style="list-style-type: none"> “程序化”购买广告方式，是互联网广告特有的一种经营模式，俗称“广告联盟”，可通过信息技术自动完成广告采买及广告投放，《暂行办法》首次予以规范。常见的“广告联盟”有百度联盟、搜狗联盟、淘宝联盟、京东商城销售联盟等。 《暂行办法》主要为媒介方平台经营者等设置了较为明确的审查和采取措施等义务和责任，并设置了相应的罚则（责令改正和罚款）。但是，未对广告需求方平台经营者设置相应的审查和采取措施等义务和责任，律师理解，广告需求方平台经营者可能无需承担行政处罚等行政责任，但仍无法排除承担民事责任等的可能性。 此外，对于未参与互联网广告经营活动，仅为互联网广告提供信息服务的互联网信息服务提供者，如果在明知或者应知利用其信息服务发布违法广告，未予制止的情况，则将按照《广告法》第64条规定进行处罚（没收违法所得，参照违法所得设置的高额罚款等），该等罚则明显重于媒介方平台经营者等适用的罚则（责令改正和罚款）。 |

| | |
|---------|--|
| | ファイル簿を作成し、定期的にチェック、更新する義務を有する。 |
| 筆者による解説 | <ul style="list-style-type: none"> 広告の「プログラマティック・バイイング」方式は、インターネット広告の独特な経営スキームであり、「アドネットワーク」と通称し、情報技術により広告の買付及び広告掲載が自動的に進むことができるものである。「暫定弁法」では初めてこれを規範化した。よく見受けられる「アドネットワーク」には、百度（Baidu）、搜狗（Sogou）、タオバオ、京东商城販売などのアドネットワークがある。 「暫定弁法」では、主に媒介プラットフォームの経営者などに対して、審査したり、措置を講じたりする義務と責任、及び係る罰則（是正命令及び罰金）を明確に設けているが、広告デマンドサイドプラットフォームの経営者に対しては、審査したり、措置を講じたりする義務と責任を設けていない。そのため広告デマンドサイドプラットフォームの経営者は行政処罰といった行政責任を負う必要がないと思われるが、民事責任などを負う可能性は排除できないであろう。 このほか、インターネット広告経営活動に参加せず、インターネット広告のために情報サービスのみを提供するインターネット情報サービスの提供者は、その情報サービスが違法広告の掲載に利用されたことを明らかに知っており、又は知っているはずであるにもかかわらず、制止しなかった場合、「広告法」第64条規定に従い、処罰を受ける（違法所得の没収や違法所得を参照に設置する高額の罰金など）。これらの罰則は、媒介プラットフォームの経営者などに適用される罰則（是正命令及び罰金）よりも著しく重い。 |

| | |
|---|---|
| 互联网广告中禁止的不正当竞争行为 （《暂行办法》第16条） | |
| 法律规定的 主要内容 | <ol style="list-style-type: none"> 提供或者利用应用程序、硬件等对他人正当经营的广告采取拦截、过滤、覆盖、快进等限制措施； 利用网络通路、网络设备、应用程序等破坏正常广告数据传输，篡改或者遮挡他人正当经营的广告，擅自加载广告； 利用虚假的统计数据、传播效果或者互联网媒介价值，诱导错误报价，谋取不正当利益或者损害他人利益。 |
| 律师解读 | <ul style="list-style-type: none"> 《广告法》第31条原则性规定广告活动中不得进行任何形式的不正当竞争，由于互联网广告相比传统广告的特殊性，其通过“互联网”进行传播，因此《暂行办法》针对互联网广告活动，具体罗列了不正当竞争行为类型。 |

| | |
|---|---|
| インターネット広告で禁止する不正競争行為 （「暫定弁法」第16条） | |
| 法律規定の 主要内容 | <ol style="list-style-type: none"> アプリケーションプログラム、ハードウェアなどを提供、又は利用して、他者が正当に取り扱っている広告に対し、ブロック、フィルター、表示の遮蔽、早送りなどの制限措置を講じる。 ネットワーク経路、ネットワーク設備、アプリケーションプログラムなどを利用して正常な広告データ転送を妨げ、他者が正当に取り扱っている広告を改ざんし又は覆い隠し、無断で広告の割り込み掲載を行う。 虚偽の統計データ、伝達効果、又はインターネットのメディアとしての価値を利用して、不適正な見積り価格に導き、不正な利益を図り、又は他者の利益を損なう。 |
| 筆者による解説 | <ul style="list-style-type: none"> 「広告法」第31条では、広告活動において如何なる形式の不正競争も行ってはならないという原則的規定があるが、従来の広告と比べると、「インターネット」を通じて伝達するというインターネット広告の独特性があるため、「暫定弁法」では、インターネット広告活動に対応すべく、不正競争行為の類型を具体的に列挙している。 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 需要提示的是，目前《暂行办法》及《广告法》均未对广告活动中出现的不正当竞争行为，设置明确的罚则。律师认为，广告活动中出现的不正当竞争行为，应适用《反不正当竞争法》。 |
|--|--|

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ▪ なお、現在のところ、「暫定弁法」及び「広告法」のいずれも、広告活動で発生する不正競争行為について明確な罰則を設けていない。筆者は、広告活動で発生する不正競争行為には「不正競争防止法」が適用されると認識している。 |
|--|---|

| 违法行为处罚主体 (《暂行办法》第 18 条) | |
|----------------------------|--|
| 法律规定的 主要内容 | <p>(1) 广告发布者所在地工商部门管辖；</p> <p>(2) 有困难或现行发现、收到投诉举报的，可移交广告主、广告经营者所在地工商部门。</p> |
| 律师 解读 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 上述规定，与《工商行政管理机关行政处罚程序规定》的规定相同，即以“违法行为发生地”工商部门管辖为原则，同时，设置了例外规定。 ▪ 对于互联网广告违法行为，同样适用一事不再罚原则，即，对于同一违法行为，尽管有管辖权的工商部门可能有多个，但通常只能处罚一次。需要提示的是，如果同一产品的广告中可能有多处违反了《广告法》或《暂行办法》的多条规定，存在被工商部门认为属于多个违法行为，而被多地工商部门分别进行处罚的可能性。 ▪ 另外，值得注意的是，工商部门对互联网广告的技术监测记录资料，根据《暂行办法》规定，将可能成为行政处罚的电子数据证据。 |

(里兆律师事务所 2016 年 10 月 08 日编写)

| 违法行为に対する処罰主体 (「暫定弁法」第 18 条) | |
|--------------------------------|---|
| 法律规定的 主要内容 | <p>(1) 広告掲載者所在地の工商部門が管轄する。</p> <p>(2) 困難である場合又は先に発見し、通報を受けた場合、広告主、広告経営者所在地の工商部門へ移送して処理させることができる。</p> |
| 筆者 による 解説 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 上記規定は「工商行政管理機関行政処罰手続き規定」と同じである。つまり、「違法行為の発生地」にある工商部門が管轄することを原則とする。また、例外規定を設けている。 ▪ インターネット広告違法行為についても、「同一の違法行為に対し二重処罰しない」原則は同じく適用される。つまり、同一の違法行為に対し、管轄権を有する工商部門がいくつかあるものの、通常、一回しか処罰することができない。なお、同一の製品の広告において、「広告法」又は「暫定弁法」の複数の規定に違反した箇所がいくつかあった場合、複数の違法行為に該当すると工商部門に認定されたことで、複数地の工商部門に処罰される可能性がある。 ▪ このほか、「暫定弁法」の規定に基づくと、工商部門のインターネット広告に対する技術上のモニタリングの記録資料は、将来、行政処罰の電子データ証拠になることが見込まれる。 |

(里兆法律事務所が 2016 年 10 月 8 日付で作成)

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (=律师近期的关注话题)

- 商业贿赂、职务侵占、利益冲突
- 高尔夫球场会员卡案件
- 债权回收案件

四、トピックス

※企業が最近注目している話題 (=弁護士が最近注目している話題)

- 商業賄賂、業務上横領、利益相反
- ゴルフ場会員権案件
- 債権回収案件